

甲州市立勝沼小学校「学校いじめ防止基本方針」

「甲州市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の「学校いじめ防止基本方針」を次のとおり策定する。

I いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(いじめの定義)

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の学校生活や学習活動において、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、また、行われるいじめを放置することがないように、いじめの問題に関する児童の理解を深めることを主旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に努め、いじめが疑われる場合は組織を機能させ、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、Q-U調査等を活用して、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- ・心豊かな児童の育成をめざし、生命を尊重し、思いやりの心を育てるために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・各学期末に「生活アンケート」を実施し、実施後児童への聞き取り調査を行い、必要に応じて個別に指導を行う。
- ・特別に支援の必要な児童については、職員会議で情報交換を行い、全校的な体制で取り組む。
- ・保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図り、学習会を行うなど、必要な啓発活動を進める。
- ・児童に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。
- ・発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

②いじめの早期発見のための措置

- ・いじめ対策委員会を開催し、児童の様子についての情報交換をする。
- ・いじめを早期に発見するため、各学期末に全校児童の「生活アンケート」調査を実施する。
- ・いじめ調査実施後、児童と担任との面談を実施する。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行い、充実を図る。
- ・教職員は、児童のささいな変化にも気付けるよう児童理解に努める。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携をするなどしてその状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育を推進し、児童の意識向上を図るとともに、保護者への啓発を進める。
- ・教職員に対して情報モラル教育に関する研修を実施する。
- ・インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

ア いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

〈開催〉いじめ事案発生時に開催とする。

〈構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任、SC、SSW、甲州市教育委員会等

〈活動〉生活アンケート調査並びに教育相談に関すること。

児童の学校生活や学習規律に関すること。

いじめの事案について、対応や指導に関すること。

イ いじめ防止等を日常的、継続的に行うため、いじめ対策委員会を開催し、情報交換を行い、共通理解を図る時間を設定する。

〈開催〉職員会議後に開催する。(月1回の定例会)

〈構成員〉全教職員

〈活動〉配慮を要する児童について、情報交換し共通理解を図る。

ウ いじめの防止等を実効的に行うために、学期末に「いじめ対策委員会」を設置する。

〈開催〉毎学期末に開催する。

〈構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主任

〈活動〉いじめの事案について、対応や指導に関すること。

エ 上記以外にも、必要に応じて「いじめ対策小委員会(ケース会議)」を開催する。

②いじめに対する措置

・いじめに関する相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。

・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ・いじめを受けた児童が安心して学習できるような環境づくりを行う。
- ・いじめの事案に関する情報は、学校と関係保護者とが共有できるように必要な措置を講ずる。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- ・児童の命や安全を守ることを最優先とし、いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認める場合や、児童の命や安全に被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、連携を図る。

（3）重大事態への対処

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、又は相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ③ 当該事態の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

*チェックリストを定期的に活用するなど、平時より重大事態に備える。

*児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握や指導を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見につながる取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。